

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中和公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十月二十一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量）
- 二 測量の地域 大和郡山市矢田町
- 三 測量の期間 令和七年八月二十八日から令和八年一月十五日まで